

子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担額について

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に施行されるに当たり、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に規定する利用者負担額を定める必要があります。利用者負担額については、教育支給認定と保育支給認定の2種類の区分表で構成します。

新たな利用者負担額を決定するにあたり、国の示すイメージを基本にしつつ、現在の保育所の制度も参考にし、次のとおり決定したい。

1 共通事項

- (1) 教育支給認定、保育支給認定ともに、施設、事業の種類を問わず同一金額とする。
… 国基準どおり
- (2) 教育認定児童の利用者負担額の算定基礎を、市町村民税所得割額とする。保育認定児童の利用者負担額の算定基礎を、所得税から市町村民税所得割額に変更する。
… 国基準どおり
- (3) 利用者負担額の年度切り替えを、現在の4月から、市町村民税の確定作業期間を見込んで9月に変更する。
… 国基準どおり

2 教育支給認定（資料1参照）

- (1) 教育認定児童の利用者負担区分を国のイメージと同じ5階層とする。
… 国基準に合わせて5階層とする。
- (2) 教育支給認定児童の利用者負担額は、国基準額表のとおりとする。
… 現行制度における保育料、また、保育認定児童の利用者負担とのバランスを考慮し、国、東京都の動向を踏まえ、利用者負担の軽減について検討する。
- (3) 多子軽減措置として、教育認定児童の場合は、小学校3年生の範囲から2人目は半額とし、3人目以降は0円とする。
… 国基準どおり

3 保育支給認定にかかる事項（資料2参照）

- (1) 保育支給認定については、3歳児以上と2歳児以下、さらにそれぞれに対し、標準時間と短時間を設定し、新たな利用者負担額表とする。新たな利用者負担の水準は、現行の保育所の保育料の水準をふまえ、国基準額の50%程度とする。
- (2) 保育認定児童の利用者負担額表は、現行の24階層とする。
… 現行の保育料徴収規則に合わせ、階層区分を24階層とする。
- (3) 短時間保育支給認定の利用者負担額は、標準時間認定の98.3%とする。
… 国基準どおり
- (4) 年少扶養控除及び特定扶養控除のみなし適用を廃止する。
… 国基準どおり
- (5) 多子軽減措置として、保育支給認定児童の場合は小学校就学前の範囲から、2人目は半額とし、3人目以降は0円とする。
… 国基準どおり

4 保育所在園児童にかかる特例措置

平成26年度の保育所在園児について、多子世帯を対象に、激変緩和措置を講じる。